

県南広域振興局長告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年5月30日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600405	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	令和7年5月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600769	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目2番40号	令和7年5月31日